

第2回 安倉地区防災計画検討会を終えて

1. 開催日程

令和5年1月14日（土）午後7時から約2時間、宝塚市安倉中2丁目2番1号 安倉会館にて開催

2. 検討内容

ア. 第1回 安倉地区防災計画検討会の報告

「第1回 安倉地区防災計画検討会を終えて」書面参照頂きながら策定手順や、検討会以降の運営委員会などで頂いた質問などを踏まえ、今回の「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」提案内容と致しました。

イ. 各防災組織での安否確認方法のご提案

前回、安否確認方法として「高齢者ばかりで連絡網が機能しない」などのご意見がありましたので、「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」9ページの安否確認方法を提案させて頂き、各ご家庭にも協力を頂きながら各自治会（自主防災組織）さん等がスムーズに確認が出来る方法と致しました。

ウ. 各防災組織から連絡頂きたい安否情報及び、連絡先の確認

今回の地区防災計画において、各自治会さんなどに必ずやって頂きたい事は下記の安否情報を伝えて頂くことのみとなります。その方法は各自治会さんなどで決めて頂いたやり方で構いません。

A. 連絡頂きたい安否情報

「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」11ページの「災害時安否情報連絡票」を記載頂き、コミュニティ安倉の防災対策本部に伝えて下さい。伝えて頂いた内容を取りまとめ市役所の防災対策本部に伝えていきます。

また、市役所から個別に避難情報は入りません。各自で災害情報を入手する必要があります。市役所のホームページでも紹介されていますが、情報先のホームページアドレスを10ページに記載致しました。防災無線についても聞き取りにくいとのお話を伺いますが、「あなたのスマートフォンから防災情報が流れます」（別途配布書面）アプリを入れることでスマホから確認する事も出来ます。

B. 連絡先の確認

各自治会（自主防災組織）さんとコミュニティ安倉防災対策本部との連絡方法については、今後各担当者さんの連絡先を確認させて頂き、グループLINEなどの利用を含めて調整をさせて頂きたくと考えています。地区防災計画書に個別のお名前などを記載した場合、担当者が変わる度に計画書の再提出（変更届）が必要となりますので記載は行いません。

エ. 災害時要援護者支援制度の説明と、防災計画での対応ご提案

A. 災害時要援護者支援制度の説明

高齢者などに対しては「災害時要援護者支援制度」（「みんなで たすかる たすけあう」冊子参照）がありますが、利用するためには一定の条件があります。また制度を利用して避難支援組織の方が必ず避難所に搬送してくれるというものではありませんので、個別で支援してくれる方を事前に探さないといけません。また、避難に関する個別の情報（個別避難計画）も最初に駆けつけてくれると思われる近隣の方には伝えられていない為、災害初動としては難しいと思われます。よく似たもので「安心キット」と言う物もありますが、こちらは医療情報にのみ特化しており避難情報が無く「災害時要援護者支援制度」と同様に近隣の方が利用することは個人情報保護の面からも認められていません。

B. 防災計画での対応ご提案

上記のことから、個人情報を誰が管理するかがネックとなっており、今回の地区防災計画では「災害時緊急支援医療情報」として各個人で必要情報を管理し、緊急時に近隣の方にも見て貰って構わないとして提案させて頂きました。（「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」17ページ参照）今後、行政側で取り扱い情報の一本化など集約頂けることに期待したいところです。

才. 避難する際に準備頂くこと

実際に避難所に避難した場合、「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」21ページにある「避難者カード」を避難所で記載をしなければなりません。災害時、まともな照明も無く、豪雨の中やっと避難してきて記載することはかなり厳しいと考えられますので、地区防災計画書で事前に配布・記載を頂き19ページに紹介させて頂いている持ち出し品と一緒に避難所に持ってきて頂くように致しました。また、最近では太陽光発電設備を付けられているご家庭も多いですので、災害時に自宅を離れる際、電気・ガスの閉栓に加え太陽光発電の配電を止める事を案内致しました。

力. その他、疑問点の意見交換

- ① 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」11ページ「災害時安否情報連絡票」の安否確認状況「避難所避難／青」と「勝手避難／青」との区別がつかないが、どうすれば良いか？
玄関先に「青（避難済み）」が括られていたら、避難先が避難所か勝手避難（駐車場や空き地など）かわからない。
※避難所の避難詳細を市役所から頂けるか不明ですが、確認して記載方法を改めて御案内を致します。
- ② 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」9ページで在宅避難をする場合の方法や、各家庭での準備する事などを計画書に載せれないか？
※方法など確認し、計画書に掲載するか別で書面とするかを改めて御案内を致します。
- ③ 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」19ページの非常持ち出し品チェックリストに「お薬手帳」を入れた方が良くないですか？
※リストに追加するように致します。
- ④ 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」13ページの避難行動支援者施設は、避難する側が避難場所などと誤解する恐れがありますので、計画書からは削除するとの事ですが、現在当施設（せいれいの里）では災害時にどの様な支援を行っていくかの検討を皆で行っています。何か支援できることがあればと考えていますが、どうでしょうか？
※まず、現時点では安否確認とその連絡網整備を主に防災計画書としています。支援頂けることは非常にありがたいことで是非御願いしたいところではありますが、個別に協定を結んでお名前を掲載してしまうと災害時に搬送など支援の要請や避難者が施設に殺到する恐れが非常に高くなります。地区防災計画書はこれ以降の変更をしないという物ではありませんので、市の総合防災課とも協議し協力体制を整えてから掲載・案内を進めさせて頂ければと考えています。
- ⑤ 避難所に避難する際にペットの取り扱いをどの様にするのか考えて欲しい。
※今後、避難所の運営マニュアルを作成していくので、その中で「ペットの避難」や「車での避難」について、改めて打ち合わせをさせて頂きたいと考えています。
- ⑥ 今後の流れについて
※今回、作成を進めている「コミュニティ安倉地区防災計画書」については、計画策定主体となる団体（「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」3ページ）個別に同意書などを記載頂かず、コミュニティ安倉に参画されている団体に関しては5月の定期総会議案として出させて頂き決議をもって計画策定団体として市に計画書を提出する手順で進めさせて頂きます。

今回の検討会で確認など持ち越しとなった内容につきましては、運営委員会などで改めて回答を致します。また、あとで「これどうするの？」など疑問や「こうして欲しい」といったご意見がありましたら、運営委員会などでも構いませんし、作成担当までお電話頂きましたも大丈夫です。

以上